

別 紙

税 番	品 名
02.02 ^{ex}	鶏肉（骨付きのももを除く。）
03.02-1 ^{ex}	さけ又はますの卵（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のもの）
03.02-2(1) ^{ex}	さけ又はます（塩蔵、塩水づけ又は乾燥のもの）
03.03-2(1) ^{ex}	かに（生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの）
08.01-1(1)	バナナ（生鮮のもの）
15.07-8 ^{ex}	パーム油
33.06-1	香水、オーデコロンその他これらに類するもの
38.19-5(3) ^{ex}	触媒（鉄触媒等以外のもの）（自動車用のもの）
44.18-1	再生木材（板状のもの）
44.18-2	再生木材（その他のもの）
48.01-2(3) ^{ex}	クラフト紙（重袋用のもの）
48.07-1(1)	紙及び板紙（1m ² の重量が300g以下のもの）でけい線、線又は方眼線を引いたもの
48.07-1(2)	板紙（その他のもの）でけい線、線又は方眼線を引いたもの
48.07-2(1)	アートペーパー
48.07-2(2)	トレーシングペーパー
48.07-2(3)	パラフィンペーパー及びワックスペーパー
48.07-2(4)	油紙
48.07-2(5)	リソグラフィックペーパー
48.07-2(6)	カーボンペーパー
48.07-2(7)	タールペーパー
48.07-2(8)	紙及び板紙で接着性のもの
48.07-2(9) ^{ex}	歴青物質を塗布した紙及び板紙並びにライターペーパー
48.07-2(9) ^{ex}	その他の印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙 （1m ² の重量が30gを超え、300g以下のもの）
57.10	黄麻織物等
61.05-1	ハンカチ（亜麻製又はラミー製のもの）
84.19-2 ^{ex}	容器成形充てん機及び包装機械等並びにそれらの部分品
84.23-2 ^{ex}	エキスカベーターの部分品
84.23-2 ^{ex}	しゅんせつ機の部分品
84.23-3 ^{ex}	その他の掘削機等の部分品
94.25 ^{ex}	普通型コンバイン
84.50 ^{ex}	溶接用、ろう付け用機器等（ガスを用いて処理するものに限る。）のうち、数値制御式の機器
84.50 ^{ex}	溶接用、ろう付け用機器等（ガスを用いて処理するものに限る。）のうち、その他のもの

税 番	品 名
84.52-2(1)	金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置に接続できるもの）
84.52-2(2) ^{ex}	簿記会計機（電子式のもの）
84.61	コック、弁その他これらに類する物品
85.21-2 ^{ex}	半導体
85.21-3 ^{ex}	半導体
87.06-2 ^{ex}	無限軌道式トラクターの部分品
90.03-1 ^{ex}	めがねのフレーム（金属製、セルロイド製のもの等を除く。）（貴金属等を用いたもの）
90.03-1 ^{ex}	めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品のうち、その他のもの（貴金属等を用いたもの）
90.03-2 ^{ex}	めがねのフレーム（金属製、セルロイド製のもの等を除く。）
90.03-2 ^{ex}	めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品のうち、その他のもの
90.09-2	写真引伸機及び写真縮小機並びにそれらの部分品及び附属品
90.28-4 ^{ex}	自動調整機器（自動車用のもの）

- (注) 1. 半導体については、日米先端技術産業作業部会の提言を踏まえ、日本及び米国が相互に関税を撤廃するとの前提で対処。
2. パナナ（生鮮のもの）及びパーム油は特惠関税の引下げ。
黄麻織物等は特別特惠関税（無税）の新設。
3. 普通型コンバインは免税措置。

(附 属 资 料)

公 共 投 资 等 追 加 见 込 额

区 分	金 额
1. 灾害复旧事业	约 6,300 亿 円
2. 一般公共事业 (债务负担)	约 4,500 亿 円
3. 住宅金融公库	约 2,000 亿 円
4. 日本道路公团等	约 1,500 亿 円
5. 地方单独事业	约 4,500 亿 円
計	约 18,800 亿 円